

藤沢市園芸用施設被覆材張替事業補助金 Q&A

No.	ご質問	回答
1	藤沢市に居住していますが、市内外で営農しています。申請できますか。	令和8年4月1日現在、市内在住の販売農家（法人は法人登記）であれば申請できます。ただし市内農地に設置された園芸用施設を所有又は借り受けていることが要件です。
2	販売農家とは。	年間の農産物販売金額が 50 万円以上の農業者です。
3	販売金額は何をもって、確認されますか。	提出書類である「前年分所得税青色申告決算書（農業所得用）」若しくは「前年分収支内訳書（農業所得用）」又は「最新の決算書等の写し」により、確認します。
4	農地とは。	農地法第2条第1項に基づき、耕作の目的に供される土地をいい、農地台帳に記載されているものです。
5	補助対象経費とは何か。	(1) 外張り被覆材（以下のものに限る） フィルム（軟質・硬質は問わない）、ガラス（交換用ガラス板・周辺部材を含む）、硬質プラスチック板（ポリカーボネート板、アクリル板、硬質 PVC 板等） (2) 被覆材張替に直接必要となる消耗品 (3) 張替に係る工事費
6	補助対象経費とならないものは何か。	5 に記載された以外のものです。 一例として、外張り被覆材以外の骨格・基礎等及びそれに付随するもの、換気設備（谷、妻）、サイド巻き上げ機械、カーテン設備（自動巻き上げ、資材含む）及び内張り被覆資材、防虫・遮光・防風ネット、寒冷紗。その他、ハウス内の設備等も補助対象外となります。 その他につきましては藤沢市園芸用施設被覆材張替事業補助金実施要領をご確認ください。
7	被覆材張り替え工事と同時にハウスの追加工事をしたいが、補助の対象になりますか。	被覆材張り替えとそれに伴う工事のみが補助対象となります。それ以外の躯体等の工事に関しては補助の対象外となります。同時に工事する場合には見積書を分けて、被覆材張り替えに関する工事のみの提出となります。
8	見積書は1者のみでもいいですか。	適正な価格を把握するため、必ず「2者」の見積書の写しを提出してください。
9	見積書はどの業者にお問い合わせすればいいですか。	市から特定業者の斡旋はできませんが、市内・県内・県外は問いません。
10	見積書は、参考として取得したものでいいですか。	見積書は概算で算出したものではなく、 <u>業者立ち合いのもと算出された見積書を取得してください。</u>
11	交付決定後に事業内容に変更が生じた場合、どうしたらいいですか。	事業内容に変更があり、かつ、補助金交付決定額に変更が生じる場合は、 <u>変更が生じた時点で、変更申請書を提出してください。</u> ただし、変更申請を行っても、当初申請時の補助金交付決定額補助額より増額することはありません。

12	事業内容の変更とはどういうものですか。	資材を同等品へ変更することや、事業費の減額、工期の変更等になります。変更が認められないものとしては、次のとおりです。 (1) 別表に定める基準に関する項目の変更。 (2) 施工予定箇所の変更や計画自体の変更。 (3) その他、市が変更が適当でないと認められるもの。 ★変更による補助金交付決定額の増額は行いません。
13	事業はいつまでに完了する必要がありますか。	2027年2月末日までに工事代金の支払いを完了する必要があります。完了後は完了時に必要な書類を速やかに提出してください。
14	事業完了後も提出する必要書類はありますか。	本事業の効果を測定するため、令和9年4月から1年間の年間販売額や収穫量を令和10年5月末までに報告してください。

追加募集について

No.	ご質問	回答
15	申請は郵送でも可能ですか。	追加募集は先着順での受付となります。そのため、農業水産課の窓口にてご提出ください。
16	今年度、既に交付決定を受けていますが、追加募集に申し込めますか。	今年度の申請については、1経営体あたり合計の補助上限額が150万円となります。 そのため、今年度の1次募集で交付決定額がこの補助上限額を満たしていない場合には、追加募集で交付できる補助額は、150万円から1次募集時の交付決定済額を減じた額となります。 ただし、補助対象経費の合計額が50万円以上の工事である必要がありますのでご注意ください。 (例) 1次募集時の交付決定済額が80万円の場合、追加募集で交付できる額は次のとおりとなります。 150万円－80万円＝70万円